

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年3月11日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年3月11日（木）午前9時30分～ 本庁舎4階中委員会室

2 出席者

高齢者福祉課 篠田課長、田口主査補  
障害福祉課 片桐課長、渡邊主事

3 件名

介護・障がい福祉施設における新型コロナウイルス感染症対応力強化事業について

4 会議結果

案のとおり決定する。  
 一部修正の上、決定する。  
 継続して検討する。  
 案を否決する。  
 報告を了承する。

5 会議内容

・初任者研修を実施するより、現在就業していない有資格者に対して就業した際に奨励金を交付するほうが、効果的ではないか。  
 →一時金の交付は人材の確保という点では一定の効果があると考えているが、感染症研修の実施による感染症対応力の向上に加え、就労フェアも併せて実施することにより、新しい人材の確保を行いたい。  
 ・初任者研修の実施による人材確保により、感染症対策ができるのか。  
 →通常のカリキュラムに加えて感染症の専門家による研修を別に実施して、感染症対応力の強い人材の育成を行う。  
 ・高齢者福祉課では、既に初任者研修受講者に対する助成制度があるが、そちらはどうするのか。  
 →本事業は、新型コロナウイルス感染症への対応を図るため、感染症対応力の強い人材育成を行うものであるが、介護職員の慢性的な不足もあることから、既存の事業についても引き続き人材確保のため実施する予定である。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 福祉部 高齢者福祉課・障害福祉課

件名	介護・障がい福祉施設における新型コロナウイルス感染症対応力強化事業について					
現状・課題	<p>介護・障がい福祉サービスについては、コロナ禍においても適切な感染防止対策を行った上でサービスの継続が求められており、今般、運営に関する基準等の一部改正により、業務継続計画(BCP)策定等の業務継続に向けた取組の強化及び感染症対策の強化が義務付けられた。</p> <p>また、介護・障がい福祉サービスの利用は年々増加しており、介護職員の需要が高まっている中、コロナ禍において一段とニーズが高まっている。</p>					
付議事案	目的	<p>介護・障がい福祉施設は、高齢者や障がい者、またその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症蔓延下であっても、適切な感染防止対策を行った上でサービスの継続が求められることから、介護・障がい福祉サービスの現場における感染症対応力を強化するとともに、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や介護・障がい福祉サービス従事者への各種支援を行う。</p> <p>また、介護が必要な陽性者が入院できなかつた際に、介護・障がい福祉サービスを提供できる体制の確保や、陽性者の発生に伴う通所施設の一部閉所による在宅支援の提供体制を確保する必要があるため、市内施設での新たな介護職員の就労・育成を目指す。</p>				
	対応方策	<p>(1) 既存施設に対し、専門家による、より実践的な感染症対策の研修を行い、感染症対応力の向上を図る。</p> <p>(2) 既存施設に対し、業務継続計画(BCP)の策定に係る研修を実施し、BCP作成の支援を行う。</p> <p>(3) 新たな人材確保に向け、市内施設において介護職員初任者研修を実施するとともに市内施設への就労支援を行う。また、年度内に市内施設への就労が決定した者に対し、奨励金を支出する。</p>				
論点(決定を要する事項)	上記(1)～(3)の事業を実施することについて					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【関係各課会議】 ・上記(2)については、3年間の経過措置が設けられているが、新型コロナウイルス感染症に対応するため、早期の対応が必要である。また、実効性のある方法とすること。					
スケジュール	R3.3月 議員全員協議会・補正予算上程 R3.4月～ 周知((1)～(3)の事業実施に併せ逐次行う) R3.5～8月 (1)及び(2)実施 R3.7～10月 就労支援フェアの実施 R3.10～12月 (3)実施					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	有	議員全員協議会(R3.3月)	広報・HP等	有	広報・HP(R3.4月～)
	市民参加	無				
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 ( 議員全員協議会 まで)					
参考情報	関係法令等	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等、指定居宅介護支援等の基準条例(計4件)、白井市介護保険事業計画、白井市障害者計画				
	関係課					
	事業費	4,065 千円 (うち特定財源 3,865 千円)				
	カテゴリー	年代	成人	場所	市内全域	目的
					手段	その他

# 介護・障がい福祉施設における新型コロナウイルス感染症対応力強化事業について（案）

## 1 目的

介護・障がい福祉施設は、高齢者や障がい者、またその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められることから、介護・障がい福祉サービスの現場における感染症対応力を強化するとともに、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や介護・障がい福祉サービス従事者への各種支援を行う。

また、市内施設での新たな介護職員の就労・育成を目指す。

## 2 事業内容

感染症が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、介護・障がい福祉サービス事業者や従事者に対し次の3つの事業を実施する。

### 既存施設支援プログラム

#### （1）感染症の専門家による感染症対応力の向上支援

感染症の拡大や蔓延防止に向けた日頃からの取り組みの重要性が再認識される中、感染防止の取組強化をするため、専門家による、より実践的な感染症対策の研修を行い、感染症対応力の向上を図る。

#### （2）業務継続計画（BCP）の策定支援

国基準等の改正により、介護・障がい福祉施設において、感染症や災害などの非常時における業務継続に向けた計画の策定が求められたことから、BCP策定に係る研修を実施し、BCP作成の支援を行う。

「国基準等の一部改正があり、BCP策定等の業務継続に向けた取組の強化及び感染症対策の強化が義務付けられた。（令和3年4月1日施行日（3年間の経過措置））」

### 新たな人材確保・育成プログラム

#### （3）感染症対応を含めた介護職員初任者研修の実施

介護・障がい福祉サービスの利用は年々増加しており、介護職員の需要が高まっている中、コロナ禍において一段とニーズが高まっているため、介護職員確保に向けた研修を実施するとともに、市内施設への就労支援を行う。また、年度内に市内施設への就労が決定した者に対し、奨励金を支出する。

「医療体制のひっ迫が依然として継続するなか、介護が必要な陽性者が入院できなかった際に、介護・障がい福祉サービスを提供できる体制の確保や、陽性者の発生に伴う通所施設の一部閉所による在宅支援の提供体制を確保する必要がある。また、白井市介護保険事業計画及び白井市障がい者計画では、福祉的人材の確保・育成を努めるとともにその資質の向上を図るとしていることから、既に高齢者福祉課で実施している就業支援（個人が受講した介護職員初任者研修の費用の一部助成）に加え、コロナ禍での人材の確保と資質の向上を図る。」

### 3 期待する効果

- (1) 感染症の拡大及び蔓延の防止
- (2) 介護・障がい福祉事業の継続
- (3) 介護職員の新規確保と事業の継続強化

### 4 対象者

介護・障がい福祉サービス事業者、従事者、新たに市内で就労する者及び既に市内施設で就労している者で介護初任者研修課程修了を目指す者

施設数 介護：31法人（75事業所）  
障がい：10法人（21事業所）

### 5 事業費

【歳入】21款4項2目21節 介護・障がい福祉サービス研修受講者負担金

(3) 200千円

【歳出】3款1項7目 03事業 新型コロナウイルス感染症対策に係る市民等支援に要する経費

計 4,065千円

(1) 270千円

(2) 1,500千円

(3) 2,000千円

その他、必要とする経費（年度内に就労が決定した者への奨励金、就労支援フェア等開催の周知に伴う印刷製本費、通信運搬費等）

### 6 実施方法と費用負担

- (1) 専門家（病院）への手数料、費用弁償、食糧費
- (2) 他市において実績のある事業者へ委託
- (3) 他市において実績のある事業者へ委託 テキスト代等の実費については受講者負担

### 7 財源

地方創生臨時交付金（但し、年度内に市内施設への就労が決定した者への奨励金は一般財源）  
受講者負担としてテキスト代実費相当額1万円 21款4項2目 雑入

### 8 実施期間及び回数

実施期間：令和3年度

実施回数：

- (1) 1日1回×9日=計9回程度（各回定員30名程度）
- (2) 1日3回×3日=計9回程度（各回定員15名程度）
- (3) 週3日×10週=計30日程度（定員20名程度）